

千葉市、千葉大学及びノボノルディスクファーマ株式会社による
肥満及び肥満症対策に関する連携協定書

千葉市、国立大学法人千葉大学(以下「千葉大学」という。)、及びノボノルディスクファーマ株式会社(以下「ノボ社」という。)は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、千葉市、千葉大学及びノボ社の知見やデータを有効活用し、相互に協力支援を得て、第2条第1項各号に掲げる事項(以下「連携事項」という。)について協力して取り組むことにより、千葉市民の健康増進を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 千葉市、千葉大学及びノボ社は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域住民、保健医療関係者の肥満及び肥満症に関する理解向上に資する事項
 - (2) 千葉市国民健康保険被保険者の肥満及びその関連疾患の分析に関する事項
 - (3) 特定健康診査・特定保健指導における肥満及び肥満症に関する事項
 - (4) 子どもの健康応援に関する事項
 - (5) その他、肥満及び肥満症対策に資する事項
- 2 千葉市、千葉大学及びノボ社は、連携事項の実施を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、千葉市、千葉大学及びノボ社が合意の上、決定する。
- 3 千葉大学又はノボ社は、本条に定める事項の一部を、千葉市との協議により千葉大学又はノボ社の関係会社を実施させることができるものとする。

(秘密の保持)

第3条 千葉市、千葉大学及びノボ社は、本協定の当事者以外の者に、本協定に基づく連携・協力にあたり、他の当事者より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨明示された情報(以下「秘密情報」という。)を、開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りでない。

- (1) 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
 - (5) 秘密情報によることなく独自に開発・取得した情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 2 千葉市、千葉大学及びノボ社は、他の当事者の秘密情報を本協定の目的以外に使用してはならないものとする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。
- 3 前2項の規定は、本協定の有効期間満了の日以降も3年間継続するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 4 本条の規定にかかわらず、千葉市が提供する個人情報については、本協定が終了した後も開示、漏洩してはならないものとする。
- 5 第1項から第3項の規定にかかわらず、ノボ社は、日本製薬工業協会の定める「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を含むノボ社に適用される法令又はガイドラインの規定により千葉市が提供した個人情報を除き、必要な範囲において、秘密情報を開示できるものとする。

(権利の帰属)

第4条 本協定に基づく連携により生じた知的財産権(本協定の有効期間の満了後に生じたものを含む。)については、原則として千葉市、千葉大学及びノボ社の共有とし、その持分については、別途三者協議の上決定するものとする。

(協定の変更)

第5条 千葉市、千葉大学及びノボ社のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、2024年10月9日から2028年3月31日とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに千葉市、千葉大学及びノボ社のいずれからも書面による特段の申し出を行わないときは、本協定の有効期間が満了する日から同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(準拠法・管轄裁判所)

第7条 本協定は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2 本協定に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、被告の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、千葉市、千葉大学及びノボ社が協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、3者は記名の上各1通を保有する。

2024年10月9日

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一

神谷俊一

千葉県千葉市稲毛区弥生町1番33号
国立大学法人千葉大学
学長 横手幸太郎

横手幸太郎

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号
ノボノルディスクファーマ株式会社
代表取締役社長 キャスパー ブッカ マイルヴァン

代表取締役社長